

## 令和5年度 小布施町障がい者就労施設等からの物品等調達方針

### 1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定により、本町における障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

### 3 適用範囲

この方針の適用範囲は、本町のすべての機関が発注する物品等の調達とする。

### 4 調達の対象となる障がい者就労施設等（別表1参照）

この方針による調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく事業所・施設等
  - ア 就労移行支援事業所
  - イ 就労継続支援事業所（A型、B型）
  - ウ 生活介護事業所
  - エ 障がい者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
  - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法に基づき国、地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障がい者を多数雇用している企業で、次に掲げるもの
  - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
  - イ 次の要件をすべて満たす重度障がい者多数雇用事業所
    - ① 障がい者の雇用者数が5人以上
    - ② 障がい者の割合が従業員の20%以上
    - ③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等
  - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）
  - イ 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

## 5 調達の対象品目（別表2参照）

この方針による調達の対象となる品目は別表2のとおりとする。

## 6 調達の推進方法

障がい者就労施設等からの物品の調達を推進するため、次の取り組みを行う。

### （1）調達の推進に必要な情報の提供

障がい者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報を収集し、各機関に対してこれらの情報提供を行う。

### （2）障がい者就労施設等の受注機会増大のための措置

物品等の調達にあたっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点についても配慮することとする。

ア 物品等の調達が新たに生じた場合には、障がい者就労支援施設等からの調達の可能性について検討するように努める。

イ 物品等の調達について、障がい者就労支援施設等からの調達が可能となるよう可能な限り分離発注を行うなど発注方法を考慮するよう努める。

ウ 物品等の調達について、障がい者就労支援施設等からの調達が可能となるよう履行期間及び発注量を考慮するよう努める。

エ 物品等の調達に際しては、障がい者就労支援施設等からの調達が可能となるよう性能、規格等必要な事項について障がい者就労支援施設等に対し十分な説明に努める。

### （3）随意契約による調達

障がい者就労支援施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用すること。

## 7 調達方針及び調達実績の公表

（1）調達方針を作成し又は見直したときは、町ホームページ等で速やかに公表する。

（2）調達実績は、毎会計年度終了後に取りまとめ、町ホームページ等で速やかに公表する。

## 8 調達目標

令和5年度の調達目標は、6,000,000円とする。

## 9 調達担当部署

### （1）健康福祉課地域福祉係

調達方針の策定及び見直し、調達実績の取りまとめ並びに庁内に対する情報提供及び周知等に関する調整事務を行う。

### （2）企画財政課財政係

調達（契約）の方法の周知、方針策定の補助に関する事務を行う。

10 進行管理

健康福祉課地域福祉係は、調達目標を達成するため、年度途中における調達状況を把握し、進行管理に努めるものとする。

11 その他

障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じて本方針の見直しを行うものとする。

【別表1】 調達先の分類

障害者就労施設	就労移行支援事業所	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
	就労継続支援事業所 (A型、B型)	障害者総合支援法第5条第15項に規定され、一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所
	生活介護事業所	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第26項に規定され、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
障がい者を多数雇用している企業	特例子会社	障がい者の雇用に特例の配慮をし、雇用される障がい者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社
	重度障がい者多数雇用事業所	重度身体障がい者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主
障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等	在宅就業障がい者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者
	在宅就業支援団体	在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行い団体

【別表2】物品等の分類

物品	事務用品・書籍	筆記具、事務用品、用紙、封筒、ゴム印、書籍など
	食料品・飲料	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、飲料など
	農作物等	米、果物、野菜、花、種苗など
	小物雑貨	組紐製品、衣服、装飾具、布製品、木工品、陶器、織物など
	その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、置物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等、上記以外の物品
役務	印刷	ポスター、チラシ、報告書・冊子、名刺、封筒の印刷など
	清掃・施設管理	清掃、除草作業、駐車場管理など
	クリーニング	クリーニング、リネンサプライなど
	情報処理	ホームページ作成、データ入力、テープ起こしなど
	飲食店の経営	売店、レストラン、喫茶店など
	その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分類等、上記以外のサービス

・上記に記載がないものであっても、障害者就労施設等が提供可能な物品等であれば対象とする。